

特定秘密保護法 施行令
説明資料

内閣官房
特定秘密保護法施行準備室

特定秘密保護法 施行令 概要①

1 指定を行う行政機関の長の限定(61の機関^(※)の長⇒19の機関の長への絞り込み)(施行令第3条)

- 特定秘密を指定する権限を有する行政機関の長を精査し、指定をしない行政機関の長を列挙。



特定秘密を指定するのは、次の19の行政機関の長のみ。

- ①国家安全保障会議 ②内閣官房 ③内閣府 ④国家公安委員会 ⑤金融庁 ⑥総務省
- ⑦消防庁 ⑧法務省 ⑨公安審査委員会 ⑩公安調査庁 ⑪外務省 ⑫財務省 ⑬厚生労働省
- ⑭経済産業省 ⑮資源エネルギー庁 ⑯海上保安庁 ⑰原子力規制委員会 ⑱防衛省 ⑲警察庁

(※)平成26年7月1日現在。最高検察庁、高等検察庁等については、検察庁(1機関)として計上。

2 特定秘密指定管理簿の整備(施行令第4条)

- 行政機関の長は、特定秘密指定管理簿を整備し、指定・解除等を適切に管理。
- 指定の年月日、有効期間、特定秘密の概要、特定秘密保護法別表との対応関係等を記録。

3 特定秘密の表示(施行令第5条等)

- 特定秘密の範囲を外形的に明らかにするため、特定秘密の表示を実施。
→ 対象文書の見やすい箇所に印刷するなど確実な方法で実施。
- 特定秘密の提供を受けた者も同様の措置を実施。
- 指定の解除等の際は、表示を抹消。

特定秘密保護法 施行令 概要②

4 実施すべき保護措置

- 指定をした行政機関(第12条)、都道府県警察(第13条)、適合事業者(第15条)、提供を受ける行政機関の長等(第17条)等が講じる**保護措置**を規定。

主な保護措置

- ① 特定秘密の保護に関する業務を**管理する者の指名**
- ② 職員に対する特定秘密の保護に関する**教育**
- ③ 特定秘密の保護のために必要な**施設設備の設置**
- ④ 特定秘密の取扱いの業務を行わせる**職員の範囲の決定**
- ⑤ 特定秘密を取り扱う場所への**立入り及び機器の持込みの制限**
- ⑥ 特定秘密を取り扱うために使用する**電子計算機の使用の制限**
- ⑦ 特定秘密文書等の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の**取扱いの方法の制限**
- ⑧ 特定秘密の**伝達の方法の制限**
- ⑨ 特定秘密の取扱いの**業務の状況の検査**
- ⑩ 特定秘密文書等の奪取等のおそれがある**緊急事態における廃棄**
→ **奪取等の漏えいを防止するため、他に適当な手段がないと認められる場合に限定**
- ⑪ 特定秘密文書等の紛失等の事故が生じた場合の**被害発生防止その他の措置**